

香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会規則をここに公布する。

令和7年12月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第66号

香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市いじめ防止対策委員会及び香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会条例（令和7年条例第44号）第13条の規定に基づき、香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会は、委員長以外の委員全員の同意により、委員長を交代させることができる。

5 委員会は、副委員長以外の委員全員の同意により、副委員長を交代させることができる。

6 前2項の場合において、新たに委員長又は副委員長を選任するときは、第1項に規定する方法による。

(諮問)

第3条 市長は、委員会への諮問に当たっては、委員会が調査すべき事項、参酌すべき調査の方法、範囲、期間等の基準及び主に審議すべき事項について明示するよう努めるものとする。

2 委員会は、前項の規定により明示された事項及び基準に照らして適切に当該重大事態に係る事実関係を調査し、及び審議するものとする。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第5条 会議は、非公開とする。

2 会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ防止対策に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。